

原子力委員会

福井県知事のご意見を聴く会 / 新計画策定会議（第10回）

議事録

1. 日 時 平成16年10月22日（金）10:00～12:40
2. 場 所 タイム24ビル セミナールーム3
3. 議 題

1. 福井県知事のご意見を聴く会
2. 新計画策定会議（第10回）
 - ・核燃料サイクル政策の論点整理について
 - ・その他

4. 配布資料

資料第1号 長計についてご意見を聴く会（第17回）の結果について

資料第2号 新計画の位置付けについて

資料第3号 核燃料サイクル政策の論点整理（案）

資料第4号 政策変更に伴う課題について（改訂版）

資料第5号 青森県知事のご意見を聴く会 / 新計画策定会議（第8回）議事録

資料第6号 新潟県知事のご意見を聴く会 議事録

資料第7号 核燃料サイクルの経済性評価に関する渡辺委員及び山地委員からのご質問への回答

資料第8号 御発言メモ

参考資料1 各視点からの基本シナリオの評価の要約（案）

参考資料2 「評価の視点」の整理について

5. 出席者

ご意見を伺った方：西川一誠 福井県知事

委員：近藤委員長、井川委員、井上委員、岡崎委員、勝俣委員、河瀬委員、神田委員、木元委員、草間委員、児嶋委員、齋藤委員、笹岡委員、佐々木委員、末永委員、住田委員、田中委員、千野委員、殿塚委員、中西委員、庭野委員、伴委員、藤委員、前田委員、町委員、山名委員、吉岡委員、和気委員、渡辺委員

内閣府：佐藤内閣府審議官、塩沢審議官、戸谷参事官、後藤企画官、森本企画官、犬塚補佐

6. 議事概要

(後藤企画官) 定刻となりましたので、第10回の新計画策定会議を開催させていただきたいと思います。

なお、本日は、会議の冒頭を「新計画策定会議・福井県知事のご意見を伺う会」とさせていただきたいと思います。

それでは委員長、よろしくお願いいたします。

(近藤委員長) 皆さんおはようございます。

お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございました。また、台風23号が全国各地に被害をもたらしているところでありまして、その名前が「トカゲ:TOKAGE」というそうですけれども、被害に遭われた方に対しまして、心からお見舞いを申し上げます。

さて、本日は今ご紹介ありましたように、最初の部分を新計画についてご意見を聴く会とさせていただきまして、福井県知事の西川一誠様にご意見をいただくことをお願いしましたところ、知事におかれましては大変お忙しいところにもかかわらず、お時間を割いていただけることになりました。このこと心からお礼を申し上げます。

それでは、知事から15分ほどお話をいただきまして、そして大変お忙しいところでございますが、その後15分ほどおつき合いいただけるそうでございますので、質疑をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは知事、よろしくお願いいたします。

(西川福井県知事) おはようございます。福井県知事の西川でございます。

今日は原子力利用長期計画の策定につきまして、意見を述べる機会をいただいたところでございます。心から感謝申し上げます。それではすみません、座らせていただきます。

去る8月9日に発生をいたしました関西電力美浜発電所3号機のタービン建屋における死傷事故は、11名の皆さんが被災する、そして5名の福井県民のとうとい命が失われるという、我が国の原子力の歴史において最悪の痛ましい事故であったと、このように考えております。県民の原子力発電に対する信頼が失われたばかりでなく、本県が長年積み上げてまいりました原子力に対する大きな努力の成果を損なうものでございまして、極めて遺憾であるというように認識をいたしております。

今回の事故につきましては、事業者が本来なすべき安全点検を長年にわたって、残念なことではありますが怠ってきた結果であるとともに、国の高経年化対策、古い原子炉に対する対策などが不十分であったために起きたものと、このように考えます。

福井県におきましては、これまで安全の確保を第一にしながら住民の理解と同意、また地域の恒久的福祉の実現という、いわゆる原子力三原則を基本にいたしまして、県民の立場に立って取り組み先進的な役割を果たしてきたと、このように思っております。こうした中、

美浜3号機の事故を踏まえながら、県といたしましても、さらに安全監視対策の強化を図る必要があるだろうというふうに考えます。

ご承知かと思いますが、福井県の原子力による発電電力量は約900億kWhでありまして、関西地域の電力全体の使用量の約6割をカバーしております。それから、日本全体の電力の12%を福井県から供給しているという、こういう状況でございまして、いわば国のエネルギー政策にこれまで大きく貢献してまいりました。

今日は、そのような立場から日ごろ考えておりますこと、また今回の長期計画にあたって申し上げたいことを約5点にわたって申し上げます。安全の確保、原子力発電と核燃料サイクルの問題、高経年化対策、地域との相互共生、エネルギー教育の主な5点について意見を申し述べたいと思います。申し上げる都合上、多少事柄が相前後するかもしれませんが、よろしく願いいたします。

まず第1点であります。基幹電源としての原子力発電と核燃料サイクルの問題であります。

ご存じのように、我が国の原子力発電は、年間発電電力量の約30%を占めておるわけでございまして、一つの考えとしては2010年では約4割になるとも予測されております。エネルギー政策基本法に基づき昨年決定をされましたエネルギー基本計画では、原子力発電は安全確保を大前提に基幹電源として推進するとされております。現在は、電力自由化などに伴う合理化や、あるいは電力需要の伸び悩みが一方で指摘をされているところであります。一方で、原子力発電の高経年化、またこれから廃炉などの問題があるわけでございますが、こうした問題にどう対応するのか、また中国を初めとするアジアのエネルギー需要の急速な拡大、また石油価格の高騰などの問題も出てまいっております。

このようにエネルギーを取り巻く状況が大きく変化している中で、例えば天然ガス等の原子力以外の他のエネルギー供給の確保がどのようにできるのか、あるいは新エネルギーでの代替はどの程度できるのか、また京都議定書で定められている二酸化炭素の排出レベルは守れるのかなど、いろいろな課題をここで考えますと、原子力エネルギーにかわり得る普遍的で卓越したエネルギーが確実に確保できる時代には今至っておらないわけでありまして、原子力を基幹電源としたエネルギー政策を堅持することが必要であると、このように考えております。また、エネルギー原子力政策については、世界各国の状況を見ましても、それぞれ中・長期的な国々の政策を独自の判断で選択しているようにうかがえるわけでございまして、それだけにそれぞれの国、日本としてはまた日本としての国家的な決断が求められる課題であると考えます。

したがって、我が国の核燃料サイクルについては、日本の国としての存立、エネルギー政策の根幹にかかわる重大な課題であり、エネルギーの安定供給の確保、地球温暖化抑制等の

環境への適合の面など他方面からの確に評価をし、一方でウラン資源の確保、中間貯蔵施設や直接処分施設の立地の困難性など、こうした問題を考え、現実的な視点から総合的に評価することが重要であると考えております。こうしたことから、核燃料サイクルは日本の基本政策として確固たる方針を確立し、国民への説明と理解を得るための努力を国としてももっとやるべきであると、このように思います。国のエネルギー政策にずっと協力してまいりました我々福井県、地元の今後の方向が見失われないように、しっかりと国として努力されるべきでありまして、これが何よりも重要であると、このように思っております。

次に、2点目の課題でございますが、原子力施設の高経年化対策の重要性でございます。

福井県内の原子力発電所は、既に3つのプラントが運転開始後30年を超えております。5年後には、さらに5つのプラントが30年を超えるということになります。全国的にも日本の原子力発電所は、高経年化時代を迎えるということが言えると思います。また、新規の原子力施設が多く経済的あるいは政治的な負担を要し、なかなか進まないという、こういう中で、さらに高経年化を迎えざるを得ないのが実態かと思えます。

今回、福井県の美浜3号機の事故は、本来あるべき高経年化対策の基本を怠ったために起きた事故であり、そのほか相前後の一連の事故などを見ましても、高経年化に起因したトラブルがますます頻発するおそれがあり、このことによって原子力の信頼はまた損なわれると、こういうおそれが十分あると考えております。

原子力施設に対するいろいろな点検の頻度あるいは方法、こういうものを部分的に検討するだけでなく、古い原子力発電所については、国の責任ある指導で全体的に新しい原子力施設とは違った安全確保の仕組みを別につくる必要があると、このように思います。高経年化プラントに対して徹底的な対策を講じていくことは、逆にいえばエネルギー源を確保する上で、原子力発電所を新規に建設することといわば同じでありまして、あるいはそれ以上の社会的な価値があるという見方もできるのではないかと思います。こうした視点が、これまで国及び事業者の皆さん共に足りなかったのではないかと思います。これからは、今回の長期計画の策定におきましても、エネルギー原子力政策における高経年化プラントに対する積極的な位置づけ、あるいは意味づけ、これに対する対応を明確にすることが必要ではないかと考えます。

次に、3つ目に申し上げたいことですが、原子力施設の立地地域といいましょうか、立地拠点に根づいたいろいろな国としての振興策であります。

私は、原子力発電所は本県の重要な産業であるにとらえており、単なる発電を行う工場ではなく「コウバ」です。何か問題があればお金をこうするというような問題ではなくて、原子力の持つ幅広い技術を移転・転用する研究開発を進め、地域産業が持つ技術と融合を図ることで、地域産業の活性化のためにどんどんつなげていくという、こういう位置づけが極め

て重要であると考えておるものであります。

これまでは、地元自身の、自らの地域振興についての考え方にも問題があったかと思うのでありますけれども、それはそれとして短期的、その場限りの応急的な対応しかなされておらず、立地地域の長期的な振興の視点が欠けていたのではないかと、このように考えます。このことは、まさに今回この委員の皆さん方に議論していただいている長期計画において、いろいろな議論がなされるべき課題だと、このように思います。補助金とか交付金などで応援をすると、こういうことだけでなく、地域と共生する振興策が必要でございまして、このことがなければあらゆる問題が空論といえますか、十分な議論にはつながらないというふうに考えます。このことによって、原子力に対する本当の意味での地元の信頼が得られるのではないかと考えております。

今、福井県としては、こうした観点からモデルケースを本県自らつくろうと考えております。それがエネルギー研究開発拠点化計画というものでございまして、研究開発機能の強化、またこれを担っていく人材の育成、またこの成果を県内の全域に展開できる産業の創出、育成、この3つの柱を基本にした研究開発の拠点化を目指しており検討を進めております。

原子力との共生の姿を示す意味においても、さらに医療なども含め、事業者も積極的に協力していただく必要があると思っております。さらにその基本には国や事業者においても、市、地域、いわゆる原子力施設が立地しているその拠点の地域に、さらに軸足を置いた対応を行うべきであると思っております。今回の美浜3号機の事故の原因調査などにおいても、本来なら今回の場合においても一通りの調査は地元で行い、即座にスピーディーに対応する必要があったのではないかと考えるのであります。日本学術会議におきましても、地域に根づいた原子力産業や研究開発機関の本格的な活動の時期に来ていると言っておられまして、このことを新長期計画の中でも強調をすべき時期ではないかと、このように思っております。

次に、安全の確保でございます。

これは冒頭申し上げることでございましたが、本日の全体のテーマの中で今申し上げるわけでございますが、安全の確保は原子力施策の基盤でございます。美浜3号機の事故はまさに、この原子力政策の基盤をいわば直撃した問題かと、このように思っております。自由化の問題あるいはまた経済全体の競争が厳しくなっていく時代でございますが、あらゆる面において手抜きがあってはならないわけございまして、国の立場で安全全体について責任を持って対処していくことが必要でございます。

今回の事故の問題点として、国の安全規制の強化あるいは労働安全の確保など、重要な問題にもっと国が関与されるよう経済産業大臣などにも既に要請を行っているところであります。我が国の安全規制については、原子力安全委員会、それから原子力安全・保安院で行われておられます安全確保についての国の責任体制が国民には十分わかりにくく、規制責任を

より明確にする必要があります。また、事故の具体的な対策については、航空機事故や鉄道事故の場合は我が国では独自の調査委員会があるわけでありまして、この場合、原因調査、その兆候の調査あるいは事故の防止のための施策の勧告、建議権限を持った第三者的な委員会でありまして、これからの原子力事故などの場合にも、こうした方法がとられるべきだと考えております。

5点目でありますが、原子力に対する教育の問題でございます。

原子力そのものに対する、国としての、我が日本の子供たちに向けた教育がなされていないように思います。部分的なエネルギーあるいは環境教育は行われているにいたしましても、核燃料サイクルなど首尾一貫した教育が行われず、とても十分なものとは思えないのであります。最近いろいろな学術や技術の問題について、国民にわかりやすく、いろいろ教育する人たちが必要だというような議論も報道などでも見受けられますけれども、国がエネルギーや原子力について終始一貫した教育を実施していないところに課題があり、このことが原子力事業が何十年にわたって展開している中で、いまだ成熟した議論がなされていない、また原子力プラントもございませう生産地と消費地の大きなギャップにつながっていると、このように考えます。

学校の先生の個人のご熱意や取り組みに任せておくのではなくて、国の教育体系の一つとして子供たち、そして将来の国民がこうした問題を総合的に判断できる教育を進めていく必要、姿勢が必要でございまして、これはまさに長期計画の策定における重要な課題であると、このように思っております。

6点目は、最後でございますが、国の基本的な姿勢を申し上げまして、私の意見を終わらせていただきたいと思いますのでありますけれども、原子力は国のエネルギー政策の根幹をなすものでありまして、原子力の現状の問題や将来の方向性そして万が一事故が発生した場合には、国はいわゆるいろいろな説明の責任というのをお持ちなのは当然でございますが、さらにこうした重要な問題に関する関与責任といえますか、重要な国家プロジェクトには民間の立場だけに任せないで、国が関与する責任があると私は思っております。国が積極的に推進する気概と自信を持って、また国民に向けた明確な施策を推進するという観点で、ぐらついた議論を繰り返すことなく、国民が政策に不信や不安を抱かないようにしていただきたいのであります。

新長期計画の策定に当たりましては、立地地域に十分配慮した議論であること、また長期的に責任を持った議論であること、国家プロジェクトとしての位置づけにふさわしい議論であることを基本に、地についた、現実を直視した熟度の高い議論をご期待をいたしております。特に、原子力政策の基盤でございます安全確保政策に対する国民の信頼感が基本にあつてこそ、原子力政策を進めていけるものと思います。

安全の確保策を最優先に、何か問題があると頓挫するような計画ではなくて、計画の目指す視点を明確にしながら、名前のとおり長期的にぶれのない計画にぜひしていただきたいと、このことを申し上げましてご意見といたしたいと思います。

ありがとうございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。

たくさんの原子力施設を立地している自治体の長のお立場から、大変含蓄に富んだ、かつ重要な提案がたくさんありまして、私もこれを十分にこなさなければいけないという思いをもってお聞きかせいただいております。

それでは、若干時間をいただけるそうでございますので、ご質疑いただきたいと思いますので、ご発言希望の方は名札を立てていただければと思います。

藤委員、どうぞ。

(藤委員) 最初に一言、おわびを申し上げます。

このたび、関西電力美浜発電所3号機の事故によりまして、5名もの方が亡くなり、6名の方が重傷を負われるという大変なことを起こし、本当に申しわけなく思っております。西川知事様をはじめ福井県の皆様に多大なご不安、ご迷惑をおかけしました。改めておわび申し上げます。

福井県の皆様には、これまで40年以上の長きにわたりまして多大のご協力を賜ってまいりました。我が国の原子力発電所の先駆けをなす日本原電の敦賀1号、関西電力の美浜1号をはじめ、13基1130万kW、先ほど900億kWhというお話ございましたが、発電出力にいたしますと1130万kWの原子力発電所が稼働し、我が国のエネルギーセキュリティや地球環境問題への対応の観点からも多大な貢献を賜っております。この間の西川知事様はじめ県民の皆様、県ご当局のご尽力に対して厚く御礼を申し上げる次第でございます。

今回このような事故を起こしましたが、二度とこのような事故を起こしてはならないとの固い決意のもと、原点に立ち返って原因の究明並びに事故再発防止に全力を挙げて取り組んでまいります。その上で、安全の確保、ご信頼の回復、地域との互いの共生の実現に向けて、私ども全従業員挙げて、あらゆる努力を続けてまいります覚悟でございます。

さて策定会議でございますけれども、10の視点による評価が出そろい、政策選択の議論が大詰めを迎えております。先ほど知事様のお言葉にもございましたように、原子力発電を基幹電源として長期にわたって活用していくために、原子燃料サイクルを着実に推進するということが極めて重要でございます。

おっしゃるとおり立地地域に十分配慮した議論であることが必要であると考えます。現場と遊離した議論というのは混乱を招くだけでございます。特に原子力発電事業と一体不可分でございます六ヶ所再処理事業など、オンゴーイングのプロジェクトの撤退や凍結などを

軽々に論ずることは、現政策を前提に立地を受け入れていただいた地元の皆様を裏切ることになると考えます。先ほども知事様から、立地地域に配慮し長期的に地についた、というお話がございました。そのとおりに進めていくべきだと思います。

また、お話がございましたエネルギー研究開発拠点化計画でございますが、これにつきましては私も計画策定の委員に参加させていただいております。原子力と地域産業が共生する全国的なモデルケースとして、誠に意義深いと考えております。今後、私どもの会社としても積極的に検討に参加させていただきたいと思っております。

私ども事業者といたしましては、本日の西川知事様のお言葉を肝に銘じまして、原子力事業にご理解、ご協力を賜りました皆様方の、これまでの思いとご苦勞を決して裏切らないように、安全確保を大前提に、原子力発電と原子燃料サイクルの円滑な推進に全力を挙げてまいる所存であります。

どうか知事様におかれましては、今後とも、よろしくご指導賜ります様、お願いいたします。

(近藤委員長) 知事には、何人かのご発言をお聞きいただいた後にまとめてご見解などいただくことにします。

続いて伴委員。

(伴委員) 本日は、どうもご発言ありがとうございました。

一つの質問と一つ意見をお伺いしたいことがあります。簡潔に述べたいと思うんですけども、一つの質問は、美浜町議会が中間貯蔵施設の受け入れを決めたと思いますけれども、その中間貯蔵施設に対して、福井県の知事としてどのような姿勢でいられるのかということです。

それから、ご意見をお伺いしたいという内容は、先ほどの発言の中にありましたが、立地地域に根差して、総合的な活性化計画がこれまでなかったから、なかなかうまくいかなかったということが言われたんですが、その原子力は、美浜というか福井県で始まってからやがて40年になると思いますが、これまでの40年間、そのご発言の裏には、なかなか地域振興を頑張ってきたけれども、これはなかなか難しかったんだと、これからはもうちょっと違う視点から総合的にということだと思っておりますが、どうして難しかったのかという、その辺のところをもう少し、率直な意見を聞かせていただければありがたいと思っております。

以上です。

(近藤委員長) はい、井川委員。

(井川委員) 今日はどうもありがとうございました。

それで、先ほど地域の産業として原子力をということをおっしゃっていたので、ちょっと幾つか質問させていただきたいんですけども、美浜の今回の事故については、先ほど藤委

員がいろいろおっしゃったんですが、外から見ていると、早期の運転再開あるいはその安全確保という意味で、知事のその後のハンドリングというんですか、拝見していて非常にすばらしかったと思った次第です。ただし、その後の、今ここで我々がまさに論議しておるサイクルについてというのが、先ほどおっしゃったことと現実との落差をちょっと感じています。

何を申し上げたいかという、例えば「もんじゅ」の問題があるわけですが、確固たる国の方針としてサイクルを進めてほしい、あるいは全面的に関与してやってほしいとおっしゃったわけですが、現実を直視してということもおっしゃいましたが、現実を直視すると、「もんじゅ」は事故でとまって来年でもう10年目になるという実態があります。つまり、国において進めてほしいとおっしゃっている、あるいは地域においても地域の原子力は地域の産業としてとおっしゃったわけですが、実はリアリティーがないというのを感じるわけです。10年ものごとまるということは、10年前のパソコンを引っ張り出してきて、我々に使えと言われてもなかなか苦しい。しかも、その「もんじゅ」の事故自体というのは、私が専門家から伺っている限り致命的なものではなかったというふうに伺っている。どうしてこう10年もとまっているのか。我々がサイクルを論議していても、再処理を進めるにしても何にしても、将来的に高速増殖炉というのがある意味で最終的な前提となるのであれば、これはとめたまま進めてほしいというのなかなかリアリティーがないということで、現実を直視して、これについてはどういうことが問題で、あるいはどういうふうに考えたらいいのかということ、その地域の長の方にぜひ伺ってみたいということを思いまして、ここで発言させていただきました。

(近藤委員長) 河瀬委員。

(河瀬委員) 西川知事におかれまして、大変ご苦労さまでございます。

私どもの立地地域の思いを総合的にまとめていただいたと私は思います。大きく6点に分けてお話しいただいたところでございますけれども、最後の、国がしっかりとした形で計画をつくってほしいと、これはもう本当に私も今それこそ常々思っておりますので、その思いを同じ県の中にあります地元としてもお願いしたい、このように思います。

それと今、井川委員の方から、本当に適切なご答弁いただいたと感じました。特に「もんじゅ」でございます。私どもは立地地域といたしまして、やはりこれをサイクルを進める、拠点化するに当たっては、まず「もんじゅ」の改良工事を早急にするべきだという考えを持っておりまして、先ほどの知事のお話を総合しますと、そういうことも十分考えられます。いろいろな諸問題、細かいことがあると存じますけれども、やはり大きな観点の中から決断をいただきたい、このように要望したい、このように思います。

以上です。

(近藤委員長) 児嶋委員。少し時間が押していますので、短くお願いいたします。

(児嶋委員) 私も福井県に住む住民として、西川知事のご発言、非常に地域に視点を置いたご発言で、しかも核燃料サイクル等についての強い姿勢が見られまして、私も本当に全く同意見でございます。誠に的を得たご意見であったと思いますが、一つだけ私、井川委員さん、あるいは河瀬委員も申されましたように「もんじゅ」に関しての積極的なご発言がなかったことをお聞きしたいと思います。

私は、「もんじゅ」の安全性調査検討専門委員会という福井県がおつくりになった委員の一人でありましたが、そしてまた私は座長を務めたものでありますが、昨年11月に「もんじゅ」の安全性について報告をいたしまして、「もんじゅ」は工学的に十分に安全に設計されているものであり、そしてまた改造工事によって一段と安全性は向上すると、こういうことを知事に私はご報告申し上げました。それから約1年たっておるわけですが、そのことに対するご回答が私はないと思っております。

したがって、やはり今、井川さんも申されましたように、この点についてやはり明確なご意見を、今日は述べていただけるものだと思っておりますので、その点ご質問したいと思っております。

(近藤委員長) はい、ありがとうございます。

あとお二方だと思えますが。殿塚委員。

(殿塚委員) 「もんじゅ」を預かる当事者でございますので。今、井川、河瀬、児嶋3委員の方からお話ございましたので、私の方からは申し上げるまでもなく気持ちは察していただいただけという思いで、この件についてはあえて申しません。

先ほど西川知事から、地元で軸足の置いた地域との共生、こういうお話がございましたが、知事のご提案の県の研究開発、拠点化委員会、あるいはこの辺のバックアップ、こういうものに積極的に国と一体となって協力、支援していくことについて、私どもできることはやっております。例えば「もんじゅ」を中心にしましたFBRの開発拠点センター構想あるいは「ふげん」を中心にした廃棄のための技術開発センター、あるいは国際協力のセンター、こういう大きな3つのセンターを軸に構想をご提案申し上げます。県ほか各関係者等のご協力、ご指導をいただきながら検討を深めていく、今こういう段階でございます。

私どものこういう構想をさらに練り上げて、よりよいものをということで願っておりますけれども、こういう構想をつくるということもさることながら、大切なことは実行できるころは、そこから手をつけてやっていくという姿勢も必要だと思っております。改めまして、知事のご指導はもちろんでございますけれども、国あるいは原子力委員会の皆様のご支援を一体に受けてご協力を得て、こういったものを具体的に進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(近藤委員長) はい。岡崎委員。

(岡崎委員) 日本原子力研究所の岡崎でございます。

今日は知事におかれましては、美浜発電所の大変厳しい中、原子力政策に対して力強いご発言をいただいたと、まず感謝を申し上げたいと思います。

ちょうど10年ほど前に新型転換炉計画の政策変更をいたしましたときのことを思い出して、当時の政策変更に当たって、新型転換炉の研究開発に貢献をしてきた、地元の意見をもっと聞くべきであったという反省を持っているわけですが、今後福井県におかれまして、燃料サイクルの例えばプルサーマル計画であるとか、今も何人かの委員からご発言があった「もんじゅ」の運転再開に向けた取り組みであるとか、あるいは中間貯蔵等、核燃料サイクルにかかわる大変具体的な重要な計画を、今後福井県においてお願いをしていかなければならないという状況であろうかと思えます。その中で知事もご発言になりました、どのようにして住民の理解を深めていくかということについて、もし具体的にございましたら、ほかの委員とも重複するかもしれませんが、ご意見をいただければと思っております。

(近藤委員長) ありがとうございます。

それでは知事、よろしく願いいたします。

(西川福井県知事) それぞれの先生から何点かにわたっておりますので、まとめて申し上げたいと思います。

私が冒頭申し上げた今回の美浜の事故などもそうありますが、今回の事故を例にとりましても、これは原子力に対する信頼を失ったと、あるいは長年積み上げてきた原子力に対する多くの県の努力の成果を損なうものであるということを申し上げました。私も「もんじゅ」あるいはプルサーマル等々、いろいろな問題について県民のしっかりしたお考えをもとに、行政や政治を進めているところでございますが、こうした基本を踏まえて物事を進めなければならないだろうというふうに思います。事故が二度と起こらないようにということでございますが、起こらないようにする基盤というものをまずしっかり整備しなければ、そうしたことは難しいと思います。そうしたことを私まず申し上げております。

それから、県民の信頼あるいは地域等基本的な、長期的な、単なる地域振興という意味ではなくて、共生といいますか産業や、あるいは人材、そうした問題の共生ですね、あるいは教育の問題、あるいは地元を軸足とした原子力政策、こうしたことを全体として進めていただくことによって、国家としての核燃料サイクルをはじめとしたいろいろな課題が進むわけでありまして、そこをまさに、この委員会でやっていただいて、国としてしっかりした方向を出していただきたいというのが私の考えであります。そして、そうしたことをこれまで福井県としても努力をしてきたということでありまして、そのことをご理解願いたいと思います。ここの議論を、これはどうだ、ああだという、そういう議論ではなくて、長期的に総合的に、地元の信頼の得られる、全体的な施策を地元を軸足を置いてやっていただくことに

よって問題が解決すると、このように思います。

(近藤委員長) ありがとうございます。

それでは、知事におかれましては、本当にお忙しいところ、この会にご出席いただきまして貴重なご意見をいただきましたこと、心から御礼申し上げます。ありがとうございました。

(拍手)

(西川福井県知事) どうもありがとうございました。これからもよろしく願いいたします。原子力委員会も、ときどき福井でやっていただければ幸いです。

(近藤委員長) 検討させていただきます。

(西川福井県知事退席)

(近藤委員長) それでは、引き続きまして新計画策定会議の方に移らせていただきます。

始めに、20日水曜日に青森県で行われましたご意見を聴く会の結果について、事務局からご報告いただきます。これは前回の会議の終わった後に企画されましたので、皆様にはこの場でご紹介しないままに実施しましたが、そのことも含めて事務局から説明いただきます。

(後藤企画官) それでは資料第1号に基づきまして、第17回の長計についてご意見を聴く会の結果をご報告させていただきたいと思います。

今回報告いたします趣旨は、長計についてご意見を聴く会で地元の方々から様々なご意見をいただきましたので、それを本日ご報告させていただき、今後の審議に反映したいという趣旨でご報告させていただくものでございます。

以降、事務局より、資料第1号について説明した。

(近藤委員長) はい。参加されました原子力委員の中から木元委員。何か補足がありましたらどうぞ。

(木元委員) ありがとうございます。

進行役をさせていただきました。委員の皆さんは日帰りで予定していらして東京から、あるいは大阪からいらしたんですが、台風の影響で最終便が青森から飛ばなくなってしまいました。そのために時間を延長できるという幸いが生じまして、非常に活発にご議論いただきました。今日はこういうふうにとめていただきましたけれども、これにまだまだ膨らんだものもございませう。

今日は、このペーパー1枚、お手元に付しましたけれども、実はこれ以外にもいろいろなご意見を頂戴しております。それは今日に限らず、インターネットだとかファクスでお寄せいただいたものもあります。それは全部やはり網羅し、もう一度整理してまとめて、そして

中間報告なり何かのときにはきちんと配慮して、今までのこの長期計画の、いわゆる書きぶりとかその内容の表現とか、その中にもっと具体的なご意見にちゃんとお答えできる形のものがあると、私なりに感じております。それは、今日もそういうご意見がありますが、そろそろ新計画策定会議の中で核燃サイクルのある方向性を示すものを出さなければなりません。しかし、それは完全に今日で終わるとか明日で終わるとかというのではなくて、来年きちんとした最終決定の長計をつくるために、フェアなプロセスを経て私たちはまとめていき、国民の方々にわかっていただけるものをつくるということ、改めて決意いたしましたので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

(近藤委員長) ありがとうございました。

参加された策定委員の方からご意見をというかご感想をいただこうと思ったんですが、皆さんにいただくと時間がないので、どうしましょうかね。

伴委員、何か発言ありますか。では1分で。吉岡委員も手を挙げておられますね。そうすると、その順番で1分をお願いします。

(伴委員) 1分でいいますと、僕は、この芦野さんという方が最後は印象に残っているんですけども、ここでは後始末を真剣に考えることが必要で、その最後のポツのところですが、むしろ発言としては最終処分場が決まらないまま原子力開発を進めてきたただけでも、それでよかったんだろうかと。そこは気にかかるということですよという印象でした。そして、その廃棄物処分については国民全てというより、原子力委員会が責任をもって決めるというふうな発言だったかなと思って、これは大変重いことを受けてきたというか発言されたというふうに理解しました。全体的に参加人数も多くて有意義な会議であったというふうに思います。

(近藤委員長) ありがとうございました。

吉岡委員。

(吉岡委員) ありがとうございます。

7時半ぐらいにこの会議が終わりまして、その後、批判的立場の人たちが記者会見を1時間ほど開きました。私は出席したんですけども、ほかの委員はだれも出ておられなかったので、私はその様子をちょっと補足をしたいと思います。

批判的な立場の人たちにとっては、この会はとてもよかったという評価です。少なくとも意見を決定前に聞いてくださった。2時間というのは少な過ぎるので、ぜひ4時間ぐらいで近い将来やってほしいし、策定会議の委員もできるだけ多く来てほしいという、そういう強い要望が私に対して、何名の方からも出されました。

それと、やはり国民の重要な政策を決定するには、やはりデュー・プロセスとして、国民

の信を問うということが必要なのではないか。しかも、県民についてもぜひそれを、信を問うというようなことをお願いしたいという意見が多数ありました。しかし、全体として非常にフェアな運営であったということで、また二度、三度とやってほしいという意見が圧倒的多数を占めました。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

井上さんはよろしいですか。はい、ありがとうございます。

それでは笹岡さん。

(笹岡委員) 笹岡でございます。

私も参加しまして、全体的には非常にいいご意見を聴く会だと思えました。なおかつ青森県民の立場ということについては、賛成派、反対派ということではなくて、やはり青森県民のためにどうしたらいいかと、私はこういう論議だったと、このように思います。こうした立場から何点か、感想を述べさせていただきたいと思えます。

先ほど西川知事からもご発言ございましたけれども、論議をお聞きしまして、改めて一部の方々に対して、理由はともかくといたしまして、原子力という言葉そのものに対しまして非常に強いアレルギーとか正しい理解がされていないんじゃないかと、このように痛感いたしましたわけでありまして。これは再処理とか直接処分とかという、その是非論以前の問題でありまして、電力を安定的に豊富に国民に供給するということや、原子力に対します国民の理解の促進を図ると、こういった国の役割にかかわる重大なものだと、このように私は感じました。それは電源地域ですとか消費地域とか、そういったものの利益を超えました基本的なところで国民の理解不足があると、このように感じたわけでございます。そして、そのことが原子力の技術や原子力そのものに対する不安のみが先行した意見が大勢を占めているというものとしてあらわれているんじゃないかと、このように感じたわけでありまして。やはり、何ごとにも光と陰があるということと、歴史的な背景があるわけでありまして、そういったものが課題として表面化しているのではないかと、このように認識したわけでありまして。

青森県または六ヶ所村におきまして、雇用創出とか住民サービスの向上といったものに対して、日本原燃を初めとした核燃料サイクル施策が果たしてきた役割、こういうことにつきまして皆さんよく理解していただいていると、このように思っております。

特に、一方で言われました、今日の中にありませんでしたけれども、今まで青森県における農業政策やむつ小河原開発などの国の政策変更、これに対する怒り、こういった発言が非常に強かったと、このように感じております。特に農業に携わっている方が風評被害と、こういう発言をしていることについても非常によく理解できます。要は、こういった問題については政策は一貫してやらないといかん、このことが、いわばその地域の方々の信頼につな

がると、こういうことを強く感じた、ということでございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。

末永委員。

(末永委員) 今までおっしゃったとおりですが、先ほど吉岡委員もおっしゃっていましたが、地元の最大の新聞である東奥日報の昨日の朝刊ですが、確かに吉岡委員がおっしゃったように、俗に言う批判派ですが、それらの人々も運営が大変フェアだったと、推進という多分私のことを指しているのかなと思いましたが、推進云々でやられるんじゃないかなと思ったら大変民主主義的にやられたということをおっしゃって、それが新聞に大きく出ていたということで、大変よかったんじゃないかと思えます。

ただ、私が出席しておりまして大変感じたのは、知識とか情報、そういったものが極めて非常に偏った形において持たれている。これは、それぞれの受けとめる方にも責任があるということが言えるんですが、国あるいは県あるいは事業者それらが、やはりきちっとした情報や知識というものをいつも発信していないということに一つの要因があるのかなということを感じたということです。

それからもう一つは、先ほど福井県知事がおっしゃっていましたが、やはりこういう政策というものを考えていく場合、福井県知事は地元を軸とすることで、様々な意味で言われたと思いますが、私もまさに地元を軸を置いて政策を考えていく、それが極めて重要だということをもう一度痛感いたしました。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

井上委員。

(井上委員) すみません、前言を翻しまして。2つだけ。

一つは、本当に地域に入れば入るほど、それぞれ皆さん主義主張はあっても、長い歴史を背負っておられて、そこから来るご意見、議論というのは反対であれ推進であれ、そこに生活をしていらっしゃる方の言葉というのを、私たちはきちんと受けとめる必要がある。しかし、こちら側の感性の薄さで受けとめられない、よくわからないとか、本当にそれは感じました。だから、もっともっとやはりコミュニケーションなり議論が必要かなと。

もう一つ、台風のせいで大変時間ができてしまったので、次の日、サイクルの現場で働いている人たちは、あの議論の中には入らないわけですから、じゃあ本当にどう考えておられるのかと思ひまして、六ヶ所に行ってきました。突然訪ねてすみません、技術の皆さんはこの議論をどう思っておられますかと、策定会議の流れをどう思っておられますかと、お聞かせ願える方がいらっしゃいましたので聞いてきました。皆さん技術屋さんで若手の人たちで、大変に策定会議の流れは気になるけれども、自分たちは世界のトップレベルの技術を確立す

るために、日々着々とプランに沿って動いていると。しかし、国の状況、策定会議の状況は働く者にとっては、やはり非常に出口が見えなくて不安であるというふう感じた。

(近藤委員長) ありがとうございます。以上で本件終わらせていただきます。今後の審議への反映よろしく願います。また、ご協力いただきました策定委員にはお礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、引き続きまして本日の議題についてご審議をいただきます。

これまで策定会議で基本シナリオの評価の各視点から検討を行って参りまして、前回、各視点の検討結果が出そろって1枚の表が埋まり、それに基づいて前回様々なディスカッションをいただいたと認識をしておりますけれども、今日は、そうした審議を踏まえた幾つかの政策案と、吉岡委員からは事業シナリオの評価だけではしょうがないんだと、これを踏まえて政府の政策はいかにあるべきかを議論することが重要というご意見をいただいておりますが、基本的には私もそういう理解でございまして、そういう資料を用意しました。ただその場合に、前回の最後にも申し上げましたが、原子力委員会として何を決める権能があるのか、その責任の範囲というものの認識を皆様と共有する必要があると考え、そのことを整理した資料も用意していますので、それを踏まえてご審議をいただければと思います。

それでは、まず事務局から資料の確認と、最初の資料の紹介をします。

事務局より、資料確認のあと、資料第2号、第3号、第4号、第7号について説明した。

(近藤委員長) ありがとうございます。

それではご審議をいただきたいと思いますが、時間の使い方が、私の予定と違ってしましまして、大分ずれてしまい困ったと思っているんですけども、今日は主としては、この資料を見て直ちに私は第一案がよいということをおっしゃるのはぐっとこらえていただきまして、案のできればえについてご議論をいただければと思います。もちろん意見をおっしゃっていただくことについて制限はできないわけでありまして、基本的には、まずは案についてのご審議をいただいて、それからもし時間が残り10分くらいあれば、お一人30秒なり10秒なりで、どちらの案がいいということをおっしゃりたい方についてはおっしゃっていただくというセッションを設けると、こんな形で運営したいと思いますのでよろしく願います。

田中委員。

(田中委員) ありがとうございます。時間もないようですから、簡単に。

一つは、資料第2号でございまして、新計画の基本的なものということで、3ページの3つ目に「民間事業者に対して義務を課すなどの拘束力云々」と、これはもっともだと思ふん

ですが、これをきちっと書かないために原子力によって電気をつくっている事業者あるいは原子力に関心がある国民の方が必要以上の不安を持つとすれば、もうちょっとはっきりと書くことも考えていいのではないかと思ったりします。例えば国の基本的な考え方、例えば使用済燃料の再処理利用だとか、あるいは中心となるような事業、例えば六ヶ所の再処理工場の必要性、そういうことについて明確に書かないことが不安を引き起こすとすれば、そういうことを書くことを考えるのもいいのではないかなと。

もう一つの資料第3号でございますが、どちらの案がいいかというふうなことについても議論をしない方がいいということでございますけれども……

(近藤委員長) 発言をして構わないですけれども、それだけ言われるのでは困ると言っているんです。

(田中委員) わかりました。

一つは基本的な考え方というのを書いていて、第一案、第二案というのはどうか、考え方とすれば、基本的な考え方は1個であるべきかと思えますし、これまでの議論からすれば、総合的に優位であるというまとめとなってございますから、そういうことをもとにして、次のステップに行くんじゃないかということを思いました。それから、この中で、経済性の優位云々ということがかなりポイントとなって議論が進んでいるんですけれども、あれはある仮定においての結果でございますから、そこについては留意しておかないと、間違った判断になるのではないかと思います。

それから第一案の方に、3ページの下に「六ヶ所工場終了」という、そういう言葉が出てくるんですけれども、それを見れば六ヶ所工場を運転することを前提としているんだと思うんですけれども、六ヶ所工場が結構重要な意味づけですので、終了という言葉を書くよりはちょっと何か明確にスタンスを示すことが必要かと思えます。

それと、今後の進め方ですけれども、前回かなり議論して今日2案出されて、とうとうというような感じで大変慎重でいいかと思うんですけれども、結構順々とやりながらも、必要なことは必要な時期に決定するのが大事かと思えますので、今後の進め方等についてもご注意いただけたらと思います。

よろしくをお願いします。

(近藤委員長) ありがとうございます。

途中で申しわけないんですけれども、とにかく今日は、仮想シナリオの評価を踏まえて、これを政策に翻訳した2つのある意味では対立する政策案をその理由とともに用意して、その構成理由等をご議論いただいて、その上でどちらの政策をとるかということについてご意見をいただく、そんな手順を踏みたいということですので、よろしくご理解いただければと思います。

神田委員。

(神田委員) 今まで長い間やっていなかった作業が非常に進んだという点は評価したいと思います。特に、4つのシナリオをつくったときには随分反対があったけれども、頑張ってやったと。その結果、今回2つの案に絞り込まれたんですね。おのおの特徴が非常に明確になってきたという点ではよかった、いい作業であったと思います。

例えば、今回の資料第2号の3ページで、新計画に示すものとして「民間事業者に対して義務を課すなどの拘束力を持たせる表現は避けることが適切である。」というのは、やはり非常に工夫の跡がうかがえる。

それから、意見を言うなと言われても言うんですが、世の中はどうして、基準が決まりそうで、それに向かってものすごい作業が始まっちゃったと。それから、米国の大統領選挙も目の前で、候補者2人の政策比較表をつくるだけでも、きりきり舞っているときに、こんなゆっくりしたことをやっていると、議論はもう十分し尽くしたから、もう今日でさっさと終わってくれという気分が非常に強いということ、余計ですが言わせていただきたいと思います。

(近藤委員長) はい。気分の話はちょっと置いておいていただいて、せっかくまとめたものがあるのですから、判断のためには何が重要かということについて強調していただけるとうれしいんですが、ありがとうございました。

河瀬委員。

(河瀬委員) 資料第2号でございます。「新計画に示すべきもの」という、なかなかいろいろな表現をされておられると思うんですけれども、私どもいつも言っておりますように、長期計画に対しましては立地地域では一つのバイブルでございますので、しっかりしたものをやってほしいという中で、余り明確になっていないなど。私どもいつも言っておりますが、まず安全があって、そして国にしっかりとした政策があるということ、そして地域振興があるから原子力発電所の立地を今まで受け入れてきたわけでございます。そういう中で、安全に対しまして、例えば今回の計画の中で、安全確保に関する独立した項目をつくって安全はしっかりやるんだと、そしてそこで国の方針でありますとか、また事業者の役割について徹底的に議論をして、入れて欲しいと願っておるところであります。

それと、これからまたいろいろな議論があるようでありましてけれども、特にこの新長期計画の中では、先ほどからも知事等の話にも出ておりましたけれども、やはり国がしっかりと強力なサポートでこの核燃料サイクルなども進めるべきであります。また、国策として原子力の政策の位置づけを明確に言って、この核燃料サイクルについても民間にまかせきりにするのではなくて、やはりこれも国がしっかりとの方針を示して、イニシアチブをとることが非常に重要だと考えておりますし、例えば、民間の行う事業であっても、その政策の具体

化、具現化であれば、国が責任をもって、ナショナル・プレゼントとして示すべきものだと私どもは思っております。そういうことを新計画の中でしっかりうたっていただきたい。

先ほど言いましたように、私ども立地というのは、もう国を信頼して立地を受け入れたということを出しておりますし、それがありませんと、やはり立地することが難しい状況、そういうものを新計画の中でしっかりやっていただきたいということを要望をいたしておきたいと思います。

お願いいたします。

(近藤委員長) ありがとうございます。

佐々木委員。

(佐々木委員) まず資料第2号についてですが、私の理解を超えているところがありますのでちょっとお尋ねしたいんですが、1ページの四角の中にいろいろ文章があって、3行目のところ、「原子力委員会云々」となっていて、企画、審議、その次に「決定」とありますよね。私の理解では原子力委員会というものは、いわゆる諮問機関ではないかと思うんですね、違うんですか。私はそういうふうに考えますものですから、普通は審理とか審議とか言いますが「決定」というのは余り使わないんじゃないかなと。

(近藤委員長) いや、これは法律に書いてあります。

(佐々木委員) ああ、そうですか。その辺の理解ですね、それが一つ。

それからもう一つは、同じ資料の3ページのところの最後の方ですが、下から3行目あたり「他の決定・計画と整合的でない新計画を策定する場合には」云々と、こうなっていますが、ここの日本語ちょっとおかしいんじゃないんでしょうか。この主語は「各行政機関が」となっていて、新計画がたまたま他の計画とか決定と整合的でないんですよ。だからこの文章は、他の決定・計画と整合的でない新計画を「踏まえる場合」でしょう。踏まえて意思決定をする場合には調整が必要だと、こういうべきであって「整合的でない新計画を策定する」というのは、だれが策定するんだろうと、ちょっとこの文章はおかしいなということが一つ。

それと関連してちょっとお尋ねしたいんですが、この新計画の策定会議と原子力委員会との関係ですね。新計画策定会議が決めたものは、これは即、原子力委員会が直ちに「オーケー」(賛成)と言うわけですか。これに対し「反対」をいうことはあり得ないんでしょうかということですね。もし、「ノー」ということがあり得るとすると、原子力委員会のメンバーがこの策定会議にも入っているというのは、いわゆる「二重の忠誠心」の問題が起こるから、ちょっとおかしいんじゃないかということが一つ。

それからもう一つ、さらに関連して、新計画策定会議が決めたものが原子力委員会までいった場合に、それはまだ、いわゆる「国の政策」ではないと思うんですね、私にとっては。

いわゆる「国の政策」という言葉がたびたび出ますが、「国の政策」となるためには、原子力委員会の後で、どのようなプロセスを経て、いわゆる「国の政策」となるのか。この辺のことを教えてもらいたいということが、この資料第2号の関連です。

それから、あわせて資料第3号ですが、お尋ねしようと思ったことを、先ほど田中さんが大体おっしゃった、それに対して近藤委員長が大体お答えになったんですが、やはり私はちょっと思うのは、まとめる場合に、やはり今まで普通であれば、大方の委員の「意見分布」とか、そういうものを見ながらまとめていくのが普通だろうと思うんです。ところが、今日これを初めて拝見したら、2つの意見が第一案、第二案という形に並列してあるわけですね。そういう意見分布的要素を全然考えないで2つ並べている。しかし、これはこれでいいとして、先ほど近藤委員長のお答えでは、これを踏まえて、例えば、次回ぐらいにみんなに、各委員が第一案をとるのか、第二案をとるのかということと言わせるわけでしょうか。

(近藤委員長) 質問3つあったんですけども、どうでしょうか。簡単に、まず行政法の解釈の方。

(後藤企画官) ええ。まず、原子力委員会は何なのかということなのですが、それは国家行政組織法という法律があって、その中に審議会等という第8条という項目があるんですけども、そこで各法律の定める各省の所掌の範囲で、重要事項に関する調査、審議、その他のものをするための合議制の機関を置くことができるというのがあって、その中に原子力委員会というのが位置づけられているのです。別に三条機関というのがあって、例えば公正取引委員会とかがあるんですけども、それとは違って原子力委員会は八条機関に入ることになっております。

ですから、基本的な位置づけは審議会ということになるんですが、一方、原子力委員会設置法という、これは安全委員会も入るんですが、両委員会の設置法というのがあって、その中に委員会の所掌事務というのがあります。その中に、今申し上げたような次に掲げる各号というのがあるんですが、例えば原子力利用に関する政策に関することについて、企画し審議し及び決定するというのが所掌事務の中に入っております。ですから、そういう意味では、自らの発意により決定をすることはできるという形で、過去の長計についても基本的にいえば諮問があってつくってきたというよりは、5年ごとに自らの発意で直し策定してきたということかと思えます。

それで、そういう意味で2点目の、では調整はどうなるんだということになるんですけども、基本的に言うと、国家行政組織法の上に、当然のことながら日本国憲法があり内閣法というのがあるんですけども、そうすると内閣の所掌というのは内閣の責任で何ができるかということですが、内閣法の4条に、内閣はその職務・職権を行うのは閣議によるものとするということで、内閣というか日本国政府の決定は閣議によって決められるわけで

すから、当然のことながら、全て基本方針の中で動いていくということになるかと思えます。それで、その閣議にかけて決定した方針について、行政各部局がやっていくということなので、最終的に現在の方針と違うということであれば、それなりの、その違いの程度によると思うんですけども、閣議で決定する、もしくは要は了承する、了解する、それから報告する、その他いろいろ程度問題にもよると思いますが、何らかのプロセスをして、その何らかのプロセスというのが、今ここに書いてある文章の計画決定間の調整を行うということになって、最終的に政府としての意思決定をします。これは、だから決定の程度によってどういう決定の仕方かというのは多分変わってくると思えますし、場合によってはそのままでもいいのかもしれませんが、やはり何らかの決定が必要だという感じかと思えます。

(近藤委員長) はい。そんなクリアでないという意味は、何しろ昭和31年にできた法律、原子力基本法で、その後随分と行政制度の改革とかあって、中でいろいろな局面で議論をしているわけで、我々も一々法制局の見解を聞きながらやっているんですけども、大体今のような解釈ということであるということです。

それから、最後のご質問については、私は別に議論を制約するつもりはないんですが、手順としては、ここで政策案を出して、これについてご議論をいただいて、今日は皆様がこれでもう、案としてどちらを選ぶのが適切だと、ご提案いただいて一つの案にまとめることは私どもがする作業ですが、私がこれでこうしたいというアイデアを持っていても、議長として言えないと思っています。

ですから、佐々木委員としてこれを見て、さて今後の取り扱いをどうしたらいいかということについてご意見いただければ、手続論としては、それで結構なんですけれども、何か30秒でご発言いただければ。

(佐々木委員) もしそうであれば、こういうような形で、全く並列的に、今までの我々の議論を、全然反映させないような形で2つ並べるといのはおかしいんじゃないかと思うんですよ。もう多数説で大体方向はわかっているわけですから。その場合にはやはり、普通はまとめ方としては、多数説でまとめていくというのが一本ですね、第一案なら第一案。これでいくのが普通のまとめ方ではないかと思うんですね。

(近藤委員長) 手続論として、では今日の入口から間違っただとおっしゃっているわけですか。

(佐々木委員) いや、もし2つ並べるなら並べるでいいと思うんですよ。そのかわり次回に選んでもらうと、そういう手続をするのであれば、それはそれでいいんじゃないかなと思いますけれども。

(近藤委員長) では参考にさせていただきます。ありがとうございました。

吉岡委員。

(吉岡委員) ありがとうございます。

ご意見メモ、これは伴さんのと私のと、2つで37ページになっているようなんですが、私は25ページからでございます。まずそこを開いていただきたく存じます。開かれましたでしょうか。それでは話を始めたいと思います。

なるべく短めにしたいと思うんですけれども、今まで何回かやられてきたのが仮想シナリオの分析評価だったと思います。それを政策評価を行うという方向に移行するという、そういう手続を踏まれたということに、とても敬意を表したい。政策シナリオを議論しなければ政策決定はできない、我々は政策決定をするわけですから、政策シナリオの総合評価が必要である。

10個の視点というのが出されましたけれども、あれは本来政策評価においてこそ意味のあるものであると思っておりますので、政策評価をこれからきちんとやるということを私としては強く期待いたします。

私のプリントで最初の2枚は、これは今日の議題にはそれほど関わらないので省略いたします。27ページの下の方をごらんください。私、この会というのは自分の意見を主張をする場でもあるけれども、政策決定方法論の研究開発をする場だと私自身としては位置づけておりまして、これまで78ページの意見書になるんですけれども、随分研究成果は上がった。いい方法論ができたと思っております。そこで、さらにほかの分野でも使えるような方法論を提示いたしました。それが6皿料理のアラカルトで選ぶというものです。こういう政策決定のチョイスを立てればよろしいのではないかとということであります。

割と複雑な議論なんですけれども、要するに第1の皿が再処理、第2の皿が直接処分、第3の皿、これはメインディッシュの1つ目である六ヶ所村再処理工場、4つ目の皿がメインディッシュの2つ目であり、国民負担をどうするかです。第5の皿が使用済核燃料貯蔵、第6の皿がプルサーマル、それぞれについて幾つかチョイスがあって、これを取り合わせて我々は選ぶことができます。現存政策は、全てAの1からFの1まで、1という番号がつきます。私の案は全部3という番号がつく。1から番号が多くなるほど今の政策とのずれが大きい。このような表記で私の方が全部3になるというのは、様式美というのかな、そういうのにこだわった結果であります。

これだけ広い選択肢があるわけですから、吉岡案ですといろいろなところを3から2に移すということもできますし、現行政策ですと1から2へいろいろな項目を移すということもできる。それだけ選択肢の幅が広くて、じっくり議論をする価値はある。1案から2案との開きというのは、細かいことは言いませんけれども、皿によってはかなり大きい。例えばコストの引当金については、国民追加負担がないような万全な措置をとるとか、そういうことも含めて、そんな議論が全くなされていないので、やはり1案中心と3案中心と、その間の中

間政策という、この3つぐらいはやはり議論をしてほしいなと思う。それは政策評価の方向でやってほしいというふうに思っています。

それとのかかわりで、資料第3号の委員長案について申しますと、第一案、再処理路線をベース、第二案、直接処分路線をベース、とありますけれども、こういうふうに範囲を極端に狭めていいものだろうか、もうちょっと詳細に、私の案ではAからFまであるわけですが、それぞれの項目について、いろいろな柔軟な形で検討するということが可能であるはずで、この2種類にまとめるというのは相当無理であって、私の提案に沿ってやっていただきたく存じます。

具体的に、オール1とオール3、オール1は現行政策ですがけれども、吉岡案はオール3ですがけれども、その2つを10の視点に基づいて総合評価したというのが32ページから34ページにかけてですが、こういう形で評価しております。

最後に1点つけ加えますと、エネルギーセキュリティの点では再処理は劣ると私は思っておりますし、環境適合性は放射能を現実に出すか出さないかという点では再処理が劣っておりますし、柔軟性については仮想シナリオはそもそも柔軟性が全くない、私の案は2つのチョイスが可能であるということで、私の案の方が優れている。だから、この辺は非常に異議がある。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

まず、資料が政策という表現で意味しているところと、吉岡委員が考えておられる政策との間に違いがあるのかなと。原子力委員会の決める政策という範囲の問題が第一にあるように思います。私、それがゆえに資料第2号をつくって、我々の権能の範囲というのはこんなものとしたわけです。吉岡委員はエネルギー基本計画の審議に参加されていてよくご存じだと思いますが、国が誘導規制、研究開発の施策を決めるときには、法律を制定し予算措置を講じてというふうになるわけです。そういう行政法定主義の原則からすれば、我々は法律の発議権を持っていない組織ですから、それで我々がやれること、決められることというのは、例えば極端な言い方ですが、郵政民営化という方針を決めることのような水準のことです。それを具体的にどう展開していくかというのは、関係省庁、行政庁の仕事です。そういう整理、そういう理解で私どもで決めるべきは本当に1行だということを位置づけの資料で申し上げたんです。それに対して6皿の全部を、ボトムアップで全部パッケージにした政策を決め、それを評価すべきというのは、仕事の設計プロセスだとは思いますが、私どもにはどうか。私はまず、事業シナリオを見て、それを支持できる基本的考え方を決めるが適切と。その中で応用動作としてそんなこともあるねと、そうした展開のあり方については、まさにあなたが何回も言うように自由主義社会ですから、その中でそれぞれやっていか

れるに相異なるんですけれども、それについて公益の観点からの誘導や規制があるべしという、ところについて、これを政策の方向性として書いておくのが原子力基本計画、長期計画であると、そういう理解で設計してあります。これは多分、あなたは反論あるんだろうと思うけれども。30秒ぐらいならあげるけれども。

(吉岡委員) 文面にする表現というのは、かなりいろいろな意味で制約があるということはもちろん当然理解しておるし、ですからこの6つのディッシュをどうするかというようなことについて、我々はまずしっかり検討する。しかし、それを表現するには、極めて注意深い配慮が必要である、その配慮についても実は案があるんですけれども、配慮が必要だという点は同意いたします。

(近藤委員長) 藤委員。

(藤委員) 手短に申し上げます。

基本シナリオ4つについて、もうベネフィットも、コストも、実現性もわかったということでございます。ですから、もう必要十分な情報が出そろい、私、この資料第3号について申し上げておりますけれども、その上でこれだけ丁寧な相互比較があり、そして基本的考え方ということで第一案、第二案が出たということでございます。この手続は大変わかりやすくやっていただいたのではないかと思います。

この評価においては、やはり我々日本は資源がないのですから、資源のない国にとってエネルギーセキュリティをどう確保するかということが一番大事なポイントだろうと思います。直接処分では、我が国の将来において確実に直面するだろうと思われるエネルギー危機というリスクに対応できないのではないかと、余りにも楽観的ではないかと思えます。

それから、河瀬委員がおっしゃいましたように、この基本的考え方の第一案、第二案の前に、資料の1ページ目に、前提条件として必要不可欠なものとして安全の確保と書いてあるのに、これが最後に2案に整理されたときに抜けているように思います。この基本的考え方の第一案、第二案の大前提に安全の確保があるということを、ここに明示していただけたらありがたいと思います。

その上で、申し訳ありませんが、私、もうあと少しでどうしても退席しないといけませんので、第一案の再処理路線ベースの案か、第二案の直接処分路線ベースの案か、どちらなのか、ということだけ言わせていただきたいと思います。私は、これはどうしても第一案、基本的考え方の第一案の再処理路線をベースとする案ということで進めていただきたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

(近藤委員長) ありがとうございました。

今、札が10立っておりますので、3分でお話いただくと30分かかって、12時半には

終わると。2分でいただくと、もう30秒ぐらいご発言いただく機会が、皆様に残る可能性がある、ということですのでご協力いただければと思います。

渡辺委員。

(渡辺委員) ありがとうございます。論点整理されておりますが、2点意見を述べます。

事業シナリオの評価についてですが、今回のような検討作業が六ヶ所村の再処理工場を建設するとき、その重要な時点で行われていれば、政策変更に伴う費用のような問題がなかったわけで、直接処分や当面貯蔵という選択肢が経済性において優位にあったということになると思います。したがって、日本でもしっかりと研究検討をすべきテーマであることがはっきりしたと思います。

このことに関連して、資料第7号では、事業プロジェクトとしての経済性を評価する場合に、国民経済にどれだけの規模の事業であるかを示していると思います。前回の資料では、家庭の負担が600円から840円という数値だけが強調されて紹介されていましたが、電気の約7割は企業とか法人の需要家が使っていることが見過ごされており、そこには大きな負担となる企業がたくさんあると思います。それらの企業が商品を通じて、コスト転嫁をして国民負担となることも含めて考えれば、今回の事業総額については、消費者、国民の理解を得る必要がある数字だと思えます。

それから2点目ですが、今後の政策のあり方という意味で、民間の主体的な政策を基本として、国があれこれと介入するのではなくて、安全面などを中心にできるだけその役割を限定すべきであると思えます。単線的で将来見動きがとれなくなるということがないように、幅と柔軟性を持っておくことが大切だと思えます。同時に重要なのは、民間事業者の経営責任であって、事業者自らが主体的に選択したことが、後から都合が悪い状況になったり、トラブルが起きたりしたとしても、政府にお願いして規制下にある需要家に追加負担を押しつけるようなことは、絶対にないようにしていただきたいと思えます。

そうした意味では、六ヶ所村の工場がトラブルで稼働できなくなるリスクを抱えており、プルサーマル発電が日本でできるかどうか不透明な状況にあるということですので、中間貯蔵の計画上の意味づけを高めておく必要があると思えます。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございました。

末永委員。

(末永委員) 今日のこの資料第3号のように、今まで4つのシナリオで検討されてきましたが、それを第一案、第二案というふうにとまとめこんでくださったことは大変ありがたいと思えます。しかし、先ほど田中委員がおっしゃられましたように、そろそろやはりどちらかをとるべきじゃないかと、私は前回第1のシナリオがということですから当然第一案

ということになります。それは今直接申しません。ただ、その中において、言っているようなものですが、少し遠慮いたします。

その中で、この資料の3ですが、いささか疑問が残るといいますか、積極性に欠ける点がいささかあるんじゃないかと。つまり、これは2ページ目の(2)のボツのシナリオ1について、「現在のウラン価格等」とありますけれども、これはいささか逃げじゃないかと。つまり、これはウラン価格等の状況のもとでは経済性において他のシナリオに比べて劣ると、こういうふうに断言できるのかどうかですね。前回のときにも言いましたが、非常にウラン価格も上がっている、あるいはこの「等」というのはどういう意味かということが明確じゃないということにおいて、あいまいさを残すということを非常に強く感じました。

それから5ページ目に行きまして、この第一案の と第二案の は、ある意味で対比的にされているんですが、第一案の においては、原子力発電自体が基幹電源としての地位を維持できなくなる可能性があると言っているにもかかわらず、第二案の においてはそういうことが順次停止になっていけば、現実課題として確率の問題であると、これもちょっと私からすればすっとんと落ちないですね。この辺はやはり若干の議論はあったかと思いますが、やはりもう少し慎重にといいますか、きちっとした表現が必要じゃないかと思います。

それからもう1点だけ。第一案の 、このとおりで結構なんです、「政策変更コストを考慮しなければ」と出てきます。しかし、今まで青森県知事、新潟県知事、そして今日福井県知事です。いずれの知事もおっしゃっていたことは、実はこの問題であるわけです。これを定量化できない云々ということは今までの議論の中でよくわかります。しかし「政策変更コストを考慮しなければ」という表現は、いかにもこれはまずいというふうな気がいたします。その点よろしくお願ひしたいと思います。

(近藤委員長) ありがとうございます。それでは先に行かせていただきます、すみません。

伴委員。

(伴委員) 発言メモにあらかた書いておきましたので、3分ということなので簡単にいきます。

1点は、マスコミの先行報道には、委員に事実と違うという文章を回すだけではなくて、ちゃんと文書によってマスコミの方にも伝えてほしいと思います。

2つ目は、先ほど渡辺委員にも出ましたが、これまでの議論の中で、このまま進んでいった場合のリスクというものは議論されていないと思います。例えば今回は、再処理が半分ぐらいしかできなかった場合、コストは倍になるわけですね。電力各社は日本原燃の債務保証を行っているわけだから、その責任をとっていかないといけない、そういうような問題。あるいはプルサーマルで使うと言いますが、その使うということについてもまだ不透明で、

その辺の議論はきちっとしておかないといけないんじゃないかというふうに思います。

3点目は、シナリオ総合評価ですが、遅ればせながら、ずらずらとマトリックスをつくってきましたので、これをぜひ参考にして意見を取り入れてほしいというふうに思いますが、ですから結論から言うと、ここでのまとめの総合評価には全面的に反対です。

もう一つ強調したいことは、結局第1回目のときに、現行の進んでいるものについては進めると、これからのことについては国が責任を持って柔軟に対応してほしいというふうなご発言が電気事業連合会の藤委員からあったと思うんですけども、その次に、それは僕なりに見れば、次については、再処理が決定的に優位ではないから柔軟にやるべきではないかと、というふうな発言だと理解しております。そうすると現行の六ヶ所の再処理工場がやめられない理由は何かというふうなことを問うた場合、今議論になっているのは再処理をやめると原発がとまるからだという話ですよ。だから、代替の焚き増しの火力が必要だと、そのコストを考えれば遜色ないというふうな話になっていくんですけども、再処理がとまると原発がとまるということは、例えばオンサイトの中間貯蔵とか、あるいはそのサイト外の集中的な中間貯蔵、これは社会的な合意がないということを前提に話をしているようにしか受け取れない。だから、それは国の責任で、あるいは電気事業者が、かつてコストを隠してまで再処理の方に進めてきたわけだから、きちっと責任をもって、それはある程度責任をもって話し合うべきことであり、あるいは発電、要するに使用済燃料の発生量を確定することによって、話し合いにより中間貯蔵なり貯蔵に持っていくことが可能であるというふうに思うんですよ。そこを放棄して、もう信頼ないことを前提にして、それで焚き増しだというふうなことは、やはりおかしいと。この理由で有利だというふうにはならないというふうに思います。その点を強調しておきたいというふうに考えています。

3点目は質問ですが、これは資料2号なんですけれども、たしか第1回目の会議、第2回目のときの会議でいろいろと問題になっていたと思うんですが、2ページでいうと以前の長期計画においては民間事業者は義務づけとも読めるものがあって、今は期待という形に整理されているというふうにまとめられている。現行長計、再処理は基本的考え方という指針のような形になっているわけですね。ところが、電気事業者の方は事実上義務だったというふうに発言している。これは、原子力委員会としてはどういうふうな見解なのか。それをきちっと答えてほしい。本当に義務だったのか、あるいはそういう部分があったのか、それとも期待ということだけなのか。ここは先へ進む前にはっきりしておいていただきたいというふうに思います。

それから4点目ですが、いろいろと市民から意見が寄せられて、今度29日にも大阪でありますけれども、それ以外にも常時原子力委員会の意見というのはオープンにしているわけで、策定会議のあり方についても、あるいはそれぞれの方の意見が出ていると思うんですが、

適宜これをまとめてここで報告をしていただいて、審議の参考にしていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいということと、全文がホームページに掲載されるということなので、全文はそれを見るところとして、まとめの方を出していただきたいというふうに思います。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

(後藤企画官) すみません。最後の質問で、義務づけの問題ですけれども、今最終的にいろいろ確認しておりますけれども、少なくとも今言えることを申し上げますと、まず一つは行政庁が、ある意味で原子炉の設置変更許可の審査をするときに、原子炉等規制法などに書いてあるのは、原子力の開発利用の計画的遂行に支障を及ぼさないということを確認しているわけですが、その具体例として、今言ったように長計が一つの例としてとなっておりますけれども、必ずしも長計だけにディペンドしているわけではないと。例えばそのエネルギー基本計画というものがございまして、それから当面の核燃料サイクルの推進について、これはある意味でエネルギー基本計画は閣議決定でございまして、当面の核燃料サイクルの推進については閣議了解という形になっておりまして、その様々な、ある意味で国の政策決定の文書を総合的に判断して、民間事業者が再処理を確認しているということになるかと思ひます。ですから、そういう意味では、少なくとも原子力長計だけがその判断根拠になっているんだ、原子力長計が義務づけているんだということには当たらないということかと思ひます。

またもう一つ申し上げれば、基本的に言うと主務大臣の、いわゆる原子炉等規制法の担当大臣の行為というものは、ある意味でそういう政府全体の方針を総合的に勘案してやるということになっておるといのが基本的な考え方かと思ひまして、再処理の確認を行うところには、そういう全体の意味では合理性があるのではないかと考えてございまして。

以上です。

(近藤委員長) はい。ちょっとこれはわかったようでわからないですので、と多分おっしゃられると思ひますので、紙に書いたものにしたと思ひますけれども、基本的には今彼が答えたのは、原子力委員会の長期計画が、その唯一の決定根拠かと言われれば、そうでもない。個々の行政当局はそれなりの行政判断の権能を持っている。その中で、これを参考にして判断をしていると。現在の原子力長計の位置づけはそういうものということです。

井川委員。

(井川委員) 2点申し上げたいと思ひます。

1点目は、この内容について感想を述べるといふことで、これはこれでいいのではないかといふことで、何を申し上げたいかといふと、今までやってきた議論といふのは、もう私はこの原子力について調べ始めたといふか聞き始めてやってきたこと、ほとんど繰り返してい

るので、私はここに何でいるんだろうと、しばしば思ったことが一瞬たりとも、というかしょっちゅうあったんですけれども、そういう意味では、これは今までやってきたことがそのまま書かれているだけなので、目新しいことはそれほどあるのかと僕はちょっとクエスチョンマークを持っているんですけれども、いずれにせよ、これまで今まで議論してきたのは、これはこれでいいと。

それで、ただしそういう議論ですから、もう今六ヶ所とめるにしても多額の金がかかっている、ここで私どもが発言しても、多分僕が今しゃべっているだけで1億円分ぐらいかかっているでしょうけれども、それはすごくかかっているのも、しかも無駄もあるので、早く結論を出してほしいなど。目新しいこともないんですけれども。

ただし、もう一つのお願いということがありまして、これはこうやってまとめるにしても、委員長がもう1回ゼロから、白紙から議論をされたいというのはいろいろな反対あるいは疑問の声が新たにいろいろなところから出ているということが前提なんだろうと恐らく思う。それから環境がちょっと変化してきたんだろうと思う。この中で、これは反論というのを、本当は今日、山地さんもおられないけれども、特に第一案に反対されている方がこの場で余り元気がなくて、木元さんに怒られるかもしれないけれども、原子力委員会というのは広聴でいろいろ意見は聞かれるんですけども、聞きっぱなしという感じが僕はすごく思っています、これはこのまままとめても、結局もとの反論みたいなものはそのまま続くんだろうと思うんですね。ですから、結論は出すにしても、欠けているのは、まず反対の方の意見を聞きっぱなしではなくて、いろいろなレベル、個人のレベルの不安、それから日本の政策に与っての反対、それから地域レベルのものに一たんどこかで整理されて、それに対してきちんと回答するという、一定の回答なんですけれども、完全な合意は得られないにしても、一定の回答をする作業というのを、この政策決定とは全く別ですけれども、平行してやっていかないと長計つくってもご理解得られなくて、また同じ反論が蒸し返されるということが一つ。

それに関連して、全く伴さんがおっしゃったとおりなんですけれども、マスコミ業界というのは、今回の長計に関しての誤報というのは、余りにも私も読んでいて頭がくらくらするぐらいで。少なくとも読売新聞にはないと思いますが、これは余りにも多いと。それで、それに基づいて奇怪なる情報がまた拡大再生産をされまして、それで結局ぐるっと回ってきてここで、あるいは反対の中に誤解に基づく反対というのも出てくるというのが現状だと思います。したがって、反対を整理するには先ほど申し上げたいいろいろなレベルのものをちゃんと分けて、それに対して回答するということが一つ。

それからもう一つは、マスコミの間違った報道例というのをきちっと取り上げて、それにどう反論したか、それにどう対応したかというのを添付資料としてつけるべきじゃないか。でないと誤解が誤解を生んで、またこれ長計で地元言って、またいい加減なことを言ってい

るということになりかねないということだけをお願いします。

(近藤委員長) わかりました。ご注意いただいたと理解します。

それでは、殿塚委員。

(殿塚委員) ありがとうございます。

今日含めてもう10回の会合、さらに小委員会ということで、今までの議論の経緯からみますと、賢明な委員長におかれては、既にもう結論は得られているというふうに確信しております。改めて今この2つの案が出されて並立されていてどうなんだという若干戸惑いもありますが、一言申し上げさせていただきませうけれども、私この問題について考えれば考えるほど、またこの会議をやればやるほど、今第一案というものは最適であるという思いを強めております。やはり、最終的な一つの総合的な判断においての大切なことというのは、この狭い日本列島に1億2000万の人間が住んでいる、その地政学的な条件というのは現実にならぬということなのかということが基本的な背景にあっての判断をやらなければならないと考えております。

それから、やはり第一案が特別な付加的な条件なしにできるというようなこと、成立性が見通せるというようなこと。それからもう一つ、放射性廃棄物、特に高レベル廃棄物の扱い方というのは大変に難しい話であります。そういう発生量というものは、少なければ少ないほどいいということは言うまでもありませんので、環境適合性が高いことが重要だと思えます。

それから、政策変更に伴うコストをあえて離し、総合的に判断する重要性であります。ただし、政策の柔軟性ということがいろいろ議論されておりますけれども、例えば第一案から第二案にひょいと動かすというのは、これは政策の柔軟性ということではなしに、政策の破壊であり崩壊だと思えます。したがって、一つの案の中でどういうふうな柔軟性があるかということ、もう少し詰めなければならないと思っております。

(近藤委員長) ありがとうございます。

山名委員。

(山名委員) ありがとうございます。

まず最初に申し上げたいのは、第一案と第二案、非常にクリアで対比しやすいと思えますが、非常に立場が違うと思っております。なぜならば、第一案は従来の現行の政策の柔軟化を提案している政策でありますし、第二案はもう全部変えて、革命的に憲法を変えようという案であります。我々、仮想的に4つのシナリオを評価しましたが、あれはバーチャルな世界でありまして、これもいいね、あれもいいねというふうにやってきましたが、これが現に政策になってくるときにバーチャルの世界ではありませんから、第二案は少なくとも革命的变化を実際に移すための現実的な政策提案、つまり大きく世の中を変えるために必要な、こ

れは努力が必要であると書いてあることは評価しますが、実際に地元はどうするんだ、中間貯蔵施設の確保をどうするんだという政策は書かれなないと、第二案は対比がなかなかできないと思うんですね。つまり、現行の柔軟化とややバーチャル的なものの対比がうまくいくかどうかという気がしております。

それから、第一案について、資料第3号の3ページの下の4行がちょっと気になるんですが、六ヶ所の能力を超えるものについては中間貯蔵をします。中間貯蔵するものについては、処理の方策については、この基本方針を踏まえて2010年ごろから検討しということで、これはややもすれば直接処分をその後採択する可能性も残すということにも見えないことはないんですね。その意図があったかどうか私存じませんが、それで柔軟に政策をとるということは大事ですから、資源論とかそういう関係を見ながら政策を常に修正するというのは大事ですから、柔軟であるというのは大事なんですが、第一案というのはやはり柔軟な全量再処理路線、全量再処理というのを基本に置きながら、第2再処理のあり方については柔軟にとらえていこうという、そういう感覚で言うべきものであると思います。

ですから、六ヶ所を超えるものについては、後になって処分もいいねという感覚ではないんじゃないかというふうに感じております。

以上です。

(近藤委員長) 最後の点は、そこは基本方針を踏まえてという縛りが入っているから自明だというふうに私どもは理解しております。ありがとうございました。

勝俣委員。

(勝俣委員) これまで本日を入れて10回、非常に多面的、多角的に議論、検討がされてきたわけございまして、私自身は今日は、もう第一案だけが出て、それを審議する場とちょっと勘違いをしておりましたぐらいでありまして、私がこれまでの策定会議でも申し上げているとおり、長期的なエネルギーセキュリティの確保とか政策変更にかかわる問題は特に重要、そして経済性そのものは決定的に決め手にはならない、こうしたことを勘案すると第一案が選択肢であるというふうに考えております。そうしたことで、今日いろいろご議論をいただいた次回には、ぜひ取りまとめてほしいということをお願いしたいと思います。

(近藤委員長) ありがとうございました。

住田委員。

(住田委員) 先ほど井川委員は、今までもこのような委員会の中で同じような論点を繰り返しというふうにお話されまして、私も同様の感想を持っておりますが、一方で今回10の評価の視点というのをまとめられまして、ここで何が中心的な論点かということをしかりと整理された上で、今回議論が進められた、それも慎重に進められたということについては、これまでにないいろいろな意味で、集大成的な動きがされたと考え、このことを評価したい

と思っております。

その上で、今回このマトリックスに基づいて、また第一案に反対されるという伴委員からも、マトリックスに対する反対意見を全部尽くされたわけですので、そういう意味では全部出そろったという感じがしております。そして、今回第一案、第二案を含めて、資料第3号の論点整理という形で姿が見えてきたということで、順々に進んでいると。確かに途中でマスコミの誤報がいろいろありましたけれども、それも含めまして、国民の中でこの問題につき注目を浴び、議論も進められているということを国民の方々にご理解いただけているのではないかと。これらのことを、私は評価したいと思っております。そういう意味では、そろそろこの資料第3号が出た辺りで意見を述べる時期が来たなということは、私自身も感じております。

今回一言だけ申し上げますと、この会議の論点として核燃サイクルをどうするか、特に経済性について大きな問題性があるのではないかとことを言われておりまして、その点についての結果をお待ちしましたところ、今回全ての点について出されました。これを評価したならば、国民の理解が必要だというご意見は先ほどございましたけれども、国民の理解を得られる、受け入れられる、耐えがたいほどの問題ではない。逆に言うと、比較の問題として、総体的にいえば優位であったというのがシナリオ1であろうというふうに思いました。

(近藤委員長) ありがとうございます。

草間委員。

(草間委員) どうもありがとうございます。

私も今回この資料第3号のようにまとめていただいて、大変方向性が見えてきてよかったですと思います。ただ、今までのこの委員会の議論を総合すると、なぜ第一案、第二案という形の併記をされたかという理由がはっきりしないので疑問に思います。事務局が今までの全体の意見をまとめるとすると、第一案だけの提示でよくて、もし第一案、第二案という形でご提案いただき、議論するとすれば、シナリオ2とシナリオ4も第三案、第四案として提示すべきではないかと思えますね。私は最初からシナリオ4は大変反対だったんですけども、シナリオ4を堅持する方たちもおられるわけですので、第一案から第四案までの議論を踏まえて最終案という形だと思えますが。今まで9回やった中で、全体の意見は第一案にシフトしていたんじゃないかと思うんです。第二案を出すんだったら第二案、第三案、第四案という形で少数意見の案も書く必要があったんじゃないかなと思います。

それともう一つだけ、ちょっとお願いしたいのは、資料第2号を見せていただいて、長計と原子力安全委員会のかかわりがはっきりしません。また、原子力委員会が5年ごとに立てる計画に対して、チェック機能があるのかもどうかははっきりしません。チェック機能というのは、例えば大学も、中期目標計画を定期的に必ずチェックを受けるわけです。先ほど福井

県知事も申されたように、国あるいは民間がしっかり責任を持ってやってほしいというお話だったわけですので、長計に対するチェック機能をどうするかというのをぜひお考えいただかないと、立てっぱなしじゃないのと、できなかつたらできなかつたですみません、それじゃ済まないような気がします。

もう一つ、原子力長計の時間管理も大変重要ですが、この委員会の時間管理も大変重要でして、私のように遠くから来ている者は時間管理をしっかりしないと交通機関に間に合いませんので。会議が長くなるのは当然だよじゃなくて、あらかじめリアリティーのある時間を立てていただいて、今日1時半までかかるとしたら1時半と最初から書いていただかないといけませんので、ぜひその辺をお願いしたいと思います。

(近藤委員長) ありがとうございます。大体今日はリアリティーが実現できると思っております。よろしくをお願いします。

2つ。1つは案について、やや私ども2つ案を用意したのは、確かに会議の意見の分布を反映していないという、そういう見方もあるかと思えますけれども、会議の中で10の評価項目のうちの、例えば経済性に特に重点を置くとすれば第二案になるのではないかと、あるいは1、2、3、4とある幾つかの項目について、総合的にウエートを置くと第一案になるのか。それから、特に経済性に重点を置くと、まさにただ一番数字の低い第二案になるかと、そういう一応なぜこれを選んだか、こういうものを提示したかの理由を書いてあるつもりですが、それがしかし、経済性については全く少数意見かということ、私は決してそうは思っていないで、経済性だけじゃないというご意見はいただいています。経済性は極めて重要なものであると、こういう議論と合わせていただいている中で、あえて重点項目、10の項目のどこへ重点を置くかについて、やや私どもの勝手解釈かもしれないけれども、分布を2つに分けてみるとこういう整理になるかということを出したと、そういうふうにご理解いただくと大変ありがたいと思います。

それから、チェック機能については、原子力委員会は毎年この計画に基づいて、各省の予算等のヒアリングをし、もうちょっとここへ力を入れてよと、そういうプロセスは自らの責任でやっていますが、なお外部評価というプロセスがそれで十分かということについては、なお検討中でございますので考えさせていただいて、長計に書き込んでいただいてもよろしいかと思えます。

それでは、児嶋委員。

(児嶋委員) ありがとうございます。

(近藤委員長) あと1分ぐらいです。

(児嶋委員) 短くいきます。

一つは、資料第2号の「3.新計画に示すべきもの」、ここにやはり先ほども国が責任を

もって推進すべきであるということ、この2番目の「さらに、この基本的な考え方を実現するために必要なものについては、各分野における個別具体的な研究開発、規制、誘導方策の方向性を示すことが適切である。」と、ここのところに国という言葉がやはり必要ではないかというふうに思います。ですから、この2番目のところに国という言葉を入れていただくということ。

それからもう一つは、先ほど西川知事も申されたように、地域に視点を置いた事項がやはり必要ではないかと、新計画の中に。それから何度も申されています安全の確保についての視点も、新計画の中に示されるべきではないかと私は思いました。

それからもう一つ、最後に申し上げさせてください。この資料第3号については、私はもともシナリオ2と4は意味がないと言っておりましたが、このように第一案、第二案にまとめていただいたことは結構だと思っております。そしてまた、言うまでもなく、私は第一案にすべきであると、いろいろな意味ですべきであると思っております。しかも、第二案の5ページの下の「政策変更に伴い原子力発電所が順次停止する等の現実的課題については、確率の問題であって」という、これはあり得ないと私は思ひまして、このような意見はあったかもしれませんが、このようなことを書くべきでないと思っております。ですから、確実に起こることであると私は思っておりますので、これはもうむしろ削除してもらいたいと思っております。

以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。

千野委員。

(千野委員) まず最初に、多分私が言ったからかもしれませんが、いろいろな資料の端々に主要な変更点とか、そういうふうに書いていただきましてありがとうございました。それで、もう一つそれに関連して、これは私の郵便物の管理が悪かったら私の過ちなんですけれども、毎回、前回の議事録案というのが届けられていたと思うんですね。今回はなかったように思うんです、資料が届かなかったというようなことで。なぜこのようなことを言うかと申しますと、本当は毎回ちゃんと出ればよろしいんですけれども、欠席した者にとっては、この議事録案というのは大変有意義なわけですね。それを読んでくることで議論に参加できなかったことを少しでもカバーしたいということで、とりわけ先ほど草間委員がおっしゃった、なぜ4つあったのが2案になったのかという、私、前回出なかったものですから、そこでもう意見がまとまったのかというふうに思っていましたら、どうもそういうことではなかったというふうなことです。ですから、また再度注文になりますけれども、議事録案というのは、出られた方の発言をチェックするのさることながら、欠席者にとっても大変重要であるということです。

しかしながら4案が2案に収れんされてきたのかなというふうには説明を受けながら感じておりました。ただ、先ほどどなたかもおっしゃいましたけれども、第一案、第二案とも、
中で言っていることが、第一案の説明と第二案での説明、特に第二案に共通していることは、非常に説明がそっけないということですね。だから、これは何か、読み過ぎなんでしょうか。やはり、並べて書くならば平等に書いてほしいなという気はいたします。

特に、政策変更を行った場合に、順次原子力発電所は停止する可能性ということに言及されているわけなんですけど、そもそも政策変更というのは勝手にやるわけではなくて、合意がなされてつくられるものですね。そういう前提に立てば、順次原子力発電が停止していくという、何か自然現象が起きるかのような、そういうことが起こるとすれば、政策変更をする場合に当たっての政策担当者の怠慢ということにもなりかねないわけで、やはりこの辺は、政策変更すると大変なことになるからできないんだよというような印象をいたずらに与えることになるようなことは、やはり避けた方がよろしいのではないかというふうに思います。

それからすみません、手短かに言いますと私もマスコミの一人として、この間、今回だけではなくて、毎回この会議があるときにあわせて、マスコミはそういうものですが、議論を先取りするような形で報道がなされることに委員の方々はどんなふうに思っていたのかなと考えさせられてきました。マスコミに書くなというふうなことを言っただけではない。マスコミは報道をすることが仕事であるから、どんな困難があっても書くときには書くわけですね。ですから、そういうマスコミの性質をよく知っていただくと同時に、取材される側が、やはりもう少しきちんと説明責任というものに対して厳しく考えていただきたいなということです。

最後に、井川委員がおっしゃった点ですね、聞き置くだけではなくという指摘は大変重要だと思います。原子力政策というものが国民の期待とともに始まって、今このように危険にあるということが言えるのであれば、それはやはり市民の声をどう取り上げてきたかというようなことが問われているんだろうと思います。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございます。

その政策変更にかかわる費用の議論については、個々にそれを踏まえてこういう書き方をしていることについては、舌足らずかもしれませんが、私どもとしては別に責任を放棄するというか、むしろ原子力委員会として、もしこの選択をすれば、まず第一に政府、閣議等の了解を得られることの最大の努力をすることは当然です。しかし、皆さんご承知のように、例えば普天間基地の移転問題一つとっても、それは政府の決定でありながらそれ自体が実現するのは大変時間がかかると、これが我々の社会の現実であるということも踏まえなければならない。ですから、それを踏まえて前回のモデル計算としては、例えば自治体、公

共同体のご理解をいただくには最大限の努力をしても5年かかる、それにかかわる物理的対応策をとるとすれば、さらに5年かかるとすれば10年ぐらい経てば、3つに1つぐらいのケースでそれが可能になるのかなと。あるいは、さらに5年を加えれば、うまく行く、現状復帰できる可能性がかなり高いといえるかなと判断して費用を見積るということは前に申し上げたかと思えます。

それを今度は政策に翻訳すると、まさにそれをさけることができるように最大限努力する必要があるということになる。それをここに書かせていただいた、このことはご理解いただけるかと思えます。

それでは、笹岡委員。もう、草間先生に怒られちゃいましたので、一瞬希望的な風が通ったんだけど、1分をお願いします。

(笹岡委員) もう私は十分論議は尽くしたと。だからシナリオ1本に絞って、現実的に国民の信託に応えられるような論議に入るべきだと。

以上です。

(近藤委員長) はい。

岡崎委員。

(岡崎委員) ありがとうございます。2点ばかり申し上げたいと思えます。

まず資料の2号でございますが、児嶋委員のご発言にも関連するんですけども、今日の西川知事のご発言にもあったとおり、地方に軸足を置いた計画という観点からすると、この長期計画の中の整備の中で、国と民間事業者というかなり整理をされているんですけども、あるいは今後国の中に入るかもしれないけれども、国と地方と民間事業者という、そういう関係、今までももちろん議論はされてきたと思うんですけども、果たしてこれからどういう形の、両方うまくいくような姿というのは何なのかということを検討していただくためには、地方との関係をどうすべきかということについて、ちょっと触れていただければと思います。

それから、資料第3号に関連してでございますけれども、今までのシナリオからいよいよ政策という形で、大変クリアに2つの政策というものの考え方を提示されたことに対して評価をしたいと思えます。ただし、残念ながらこの2つが両立できるわけでもないし、むしろすべきではないと、こう思いますれば、当然のことながらどちらを選択すべきかということに、今もうその段階に来ているんだろうと思えます。ぜひ次回には、これをまとめていく上にあたって、単に両方のいろいろな視点を比較したらこうなったということだけではなくて、原子力委員としての哲学、今のいろいろな情勢を踏まえて、なぜこの政策を選択するのかということについての明確な意思が伝わるようなことに、ぜひおまとめをいただきたいと思えます。もちろん、その中でこの政策に懸念を持たれる人たちの意見というものが、どう生か

されているかということについてもお触れをいただければと、こう思っています。

それからもう1点、私もシナリオ1がいいという思いを持っているものですが、ただし残念ながらシナリオ1についてこれだけ合意が得られないというのは、今の状況について、必ずしも皆さん納得はしていない、あるいは信頼を置いていないという観点からするならば、ぜひその基本が定まった次の段階として、余り時を置かずして、具体的に今後いろいろな計画を進めていく上に当たってどうしたらいいのかということについての議論を、できるだけ早い時期にスタートしていただければと思います。その中で吉岡委員等がおっしゃっておられる、そういうものも十分その中で検討できるのではないかなという気がいたします。お願いいたします。

(近藤委員長) ありがとうございます。

地方との関係の問題は、今三位一体とかいろいろ新しい政策課題が起こっている中で、どうしたらいいのか、エネルギー基本法にも言及があるわけですが、工夫させていただきます。ありがとうございます。

それでは、勝俣委員。

(勝俣委員) すみません、一言だけ。

先ほど井川さんが誤解が誤解を呼ぶという話をされましたけれども、資料第7号の数字が、120兆円もというようなことは、大変ある意味では怖気をふるうもともなるかと思いません。これを例えば左下のシナリオ1の プラス プラス の121兆円というのは、これは59年。ざっと60年では年2兆円だということであり、この間の原子力の発電量は4000億キロワットアワーというと5円ということなんですね。キロワットアワー当り5円で原子力発電ができますということの意味しているだけに過ぎないと思いますので、その裏にいろいろな前提条件を、もうちょっとわかりやすく書いていただければ、何だ、これから60年間は、原子力はキロワット5円でできるのかと、そういう話なんだけれども、それがないと120兆円だけが一人歩きするような気がしますのでよろしく願いいたします。

(近藤委員長) ご注意いただきありがとうございます。

確かに、我々はそうした問題を認識して一貫してこの数字を出すことをためらってきたわけです。でもせっかく計算できるものは出せと、それもまた一理ありと。あるいは先ほど渡辺委員がおっしゃったような意見、つまり長期にわたる国民経済に占めるマグニチュードという、そういう観点でも見たいという方について、資料請求があればお見せすべきものかと思ひ提出した次第です。ただ勝俣委員おっしゃったように、そうするとそれが任意で一人歩きして誤解というか、人それぞれの解釈が歩き回るわけです。だから、適切なインターアプリケーションをちゃんと付して資料をつくるということについては努力したいと思います。

それでは、今日は大変貴重なご意見をたくさんいただきました。それで、委員長がまとめ

るというご意見ですが、委員長はまとめることが仕事ですが、それは皆様にご議論いただいてからです。しかし、それには何かたたき台がなきゃいかんという意味で、今日までたたき台を出してきました。次回は今日ご欠席の方もいらっしゃると思いますので、その方のご意見もお聞きしつつ、今日の議事録を精査しながら、政策選択の議論のための資料を提出することを考えてみたいと思います。ありがとうございました。

それから、伴委員からは評価の表を大変丁寧に分けておられて、かなりバックデータの分析もいただいています。ここをどう検討するか、私ぱっと見た感じでは、技術的に単純な誤解や用語の共通化ということも含めてクラリファイすればいいものもある。それをここでやるのが一番いいかどうかについて、ちょっと考えさせていただいて、クラリファイのための資料を我々が用意するのは簡単にできるので、お互いにその資料をやりとりするだけでいいのかなということも含めてちょっと検討させていただきます。

吉岡委員には大変貴重なご提言をいただけて、必ずしも先生のご提案の6皿までいっていないわけですが、それは後でもう少し先生の成果をうまく使う方法について検討させていただきますが、次回にあっても、恐らく6皿をかき込むような資料はとてもお出しはできないと思いますので、その点についてはあらかじめお断りしておきます。

それでは、今のような趣旨で、次回また引き続きご議論をいただき、ご決断をいただくということもあるかと思えますけれども、基本は、皆様のご判断の根拠をもう一度よくよく分析して、こんなことを議論するのが適切かということを考えてお諮りすることにいたしますので、その点ご理解を賜ればと。

それでは、今日はこれで終わらせていただきます。

次回は。

(後藤企画官) 次回でございますけれども、11月1日の月曜日、朝の9時でございますけれども当会場で行いたいと思っております。ちょっと早いので大変恐縮でございますが、よろしく願います。なお次々回ですけれども、11月12日金曜日の16時から、同じく当会場ということで考えてございますので、スケジュールの方の確認をお願いしたいと思います。

また、議事録の件、千野先生からもいろいろご指摘ございましたので、次回からはしっかり行いたいと思います。よろしく願います。

以上でございます。

(近藤委員長) どうもありがとうございます。

それでは、これで終わらせていただきます。

(後藤企画官) あとマスコミ関係者の方々、向かいのセミナールーム1で質問をお受けいたしますので、よろしく願います。